

税務相談室

医業の必要経費

北海道医師会顧問税理士 中村 孝一

質問

1. 昨年6月から建築に取りかかっていた診療所が、本年1月に完成したのを機会に開業しました。この診療所の建物は、前年の6月に借りた借入金3,000万円をもって建築したもので、前年には70万円（月額10万円）の利息を支払っています。また、本年も同様に月額10万円の利息を支払っています。この利息は、どのように取り扱ったらよいでしょうか。
2. 今度、新しく分院を開業することになり、その分院の新築工事が完成したため、建築業者や懇意にしている大学病院の先生などを数10人招待して、新築祝をしました。この新築祝の費用は、建物の取得価額に含めなければなりませんか。
3. 鉄筋7階建の病院の新築に当たって、病院付近の住民に日照補償の名目で500万円を支払いました。この支払った500万円は、どのように取り扱ったらよいでしょうか。

回答

1. 前年分の支払利息は建物の取得価額に算入し、本年分は必要経費とする。

事業に使用される固定資産の購入費用や運転資金に当てるために借り入れた借入金の支払利子や手形の割引料は、その計算期間のうちその年に属する期間に対応する部分の金額に限って必要経費に算入することができます。しかし、事業に使用される固定資産の取得のために借り入れた借入金の利子であっても、その固定資産の使用開始までの期間に対応する部分の金額は、その固定資産の取得価額に算入することができます。

したがって、ご質問の場合の本年分の支払利子については、開業後の事業所得の必要経費として経理することができますが、前年分の支払利子70万円は、前年に事業が開始されていなければ必要経費とすることができませんから、建物の取得価額に含めて、耐用年数に応じて各年の必要経費に算入していくことになります。

2. 強いて取得価額に含めなくてもよい。

建物などの減価償却資産の取得価額は、その資産の建築費とか、その資産を事業所得を生ずべき事業の用に使用するために直接要した費用も含まれることとされています。

したがって、ご質問の場合のように、分院を新築したことに伴って支出した新築祝の費用は、原則として建物の取得価額に含めることとなりますが、法人税の取扱いでは、新工場の落成、操業開始等に伴って支出する記念費用等のような減価償却資産の取得後に生ずる付随費用の額は、その取得価額に算入しないことができることになっていますので、これに準じて処理しても差し支えないものと考えられます。

なお、この場合に分院がいまだ開業されていないような場合には、繰延資産として取り扱われることとなります。

3. 建物の取得価額に含める。

最近、マンション等の高層建築物を建築する場合に、付近の住民に対して、建築に当たって日照権等の名目の補償を行う例がありますが、これは、付近住民の生活上の利益の侵害に対する見舞金のような性質のものから、建築あいさつ料的な性格のものなど、種々の性質のものが渾然と一体をなしているようなものと思われます。

ところで、このような補償金について付近住民から要求があった場合、支払者の側では、スムーズに建物の建築がいくように願い支払うことが多いものと思われます。これは、訴訟等の提起により工事の着工が遅れるよりは、多少の出費をしても問題が生じないようにした方が有利であるとの認識に基づくものと思われます。

したがって、このような費用は、高層ビルの建築に当たっては、当初からその支払を予想されているものと認められ、その支払補償金は、その建物を建築することによってその支払が生ずるものといえると思われます。

このような補償金は、その建物の建築に際して直接要した費用として、その建物の取得価額に含めることに取り扱われます。